平成２１年（フ）第２２６号
長崎県東彼杵郡波佐見町皿山郷653番地２、旧住所長崎県佐世保市権常寺町1524番地２ウエストコースト早岐205
債務者　上西　主己
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1921番地、旧住所福岡市西区周船寺１丁目２番26―603号
債務者　坂本進之介
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1921番地、旧住所福岡市西区周船寺１丁目２番26―603号
債務者　坂本可南子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
長崎県佐世保市潮見町21番16号　アライアパート、旧住所長崎県佐世保市白南風町15番１号
債務者　桑原八重子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
長崎県佐世保市名切町11番１号
債務者　桃野英太郎
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
東京都稲城市向陽台４丁目４番地の２ビュープラザ向陽台１―1102
債務者　熊倉　和明
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８１２号
東京都稲城市向陽台４丁目４番地の２ビュープラザ向陽台１―1102
債務者　熊倉　博子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９６号
埼玉県川口市前川３丁目14番９号
破産者　高橋　行浩
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
埼玉県鴻巣市宮前642番地２　201号室エルディムトム、旧住所埼玉県鴻巣市栄町８番29 202号グレイスガーデンＣ
破産者　遠藤　尚子
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
埼玉県戸田市美女木４丁目６番地の１ボヌゥール美女木301号室
破産者　大山　秋男
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
さいたま市大宮区大成町３丁目523番地５　ムーンヒル大成201、住民票上の住所さいたま市大宮区大成町３丁目523番地５　やよい荘201
破産者　風間　周二
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第５７２号
埼玉県入間市仏子836番地の５　コーポ西久保201号室、開始決定時の住所埼玉県入間市鍵山１丁目16番16号
破産者　石川　芳夫
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２２４号
埼玉県飯能市大字原市場405番地４
破産者　岡村　至彦
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第７４５号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番16―306号グリーンタウン松ケ丘
破産者　今野　益男
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３３号
神奈川県相模原市西橋本１丁目16番34―708号
破産者　飯嶋　悦子
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１３４号
長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ307号
破産者　新川リツ子
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　長崎地方裁判所民事部破産係